平成２９年（フ）第１１８９号
大阪市生野区新今里５丁目３番11―301号
債務者　田島　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２７号
大阪市北区長柄東２丁目３番30―1309号、前住所大阪市北区国分寺１丁目１番16―1403号
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３号
長崎県雲仙市南串山町甲4275番地第１
債務者　志方　久子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
栃木県宇都宮市上横田町883番地１　カーサソラーレＣ102、前住所栃木県宇都宮市上横田町703番地16　レオパレスイチサト105
債務者　山元　文音（旧姓元山）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０５号
栃木県宇都宮市御幸本町4870番地62　岩田ハイツ23　101号室、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町131番地12　ウイングミユキＢ102
債務者　津谷　優子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会・債権調査の各期日指定

平成２８年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字久貝212番地　エコビエントＪＩＮ306
破産者　喜友名朝則
主文　頭書事件について、財産状況報告集会、計算報告集会、破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、債権調査の各期日を平成29年６月２日午後１時10分と定める。
平成29年４月12日　那覇地方裁判所平良支部

財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日指定

平成２８年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字西里1013番地１
破産者　株式会社エコ住宅
代表者代表取締役　喜友名朝則
主文　頭書事件について、財産状況報告集会、計算報告集会、破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日を平成29年６月２日午後１時10分と定める。
平成29年４月12日　那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１３８３号
福岡市西区愛宕南１丁目９番32―101号、旧住所福岡市西区愛宕南２丁目８番25―1001号
破産者　古川　秀幸
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７９号
福岡市南区長住５丁目15番314号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区桧原２丁目５番２号
破産者　山本　達郎
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４号
茨城県水戸市桜川１丁目１番６号
破産者　水戸ステーシヨンホテル有限会社
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４４９号
栃木県宇都宮市菊水町５番16号　サーパス明保野公園603、前住所栃木県宇都宮市平松本町325番地９
破産者　黒子　能久
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
広島県福山市引野町４丁目18番26号
破産者　有限会社ワンガレージ
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３号
島根県浜田市三隅町三隅1037番地
破産者　三隅町商工業協同組合
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０９０号
福岡市博多区下呉服町６番27―902号、前住所福岡市博多区大博町２番４―409号
破産者　宮崎　康麻
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１７号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑1059番地１、住民票上の住所福岡市南区和田１丁目２番３―602号
破産者　小林　耕史
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４６号
宮城県名取市増田１丁目12番５―206号　マイライフ名取
破産者　東　　力
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係